
プロジェクト	金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	第 472 回企業会計基準委員会及び第 144 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 472 回企業会計基準委員会（2022 年 1 月 26 日開催）及び第 144 回実務対応専門委員会（2022 年 2 月 1 日開催）で議論された次の事項に関する事務局の分析について、聞かれた意見をまとめたものである。
 - 電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理に関する論点（第 144 回実務対応専門委員会で議論）
 - 「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」の文案（第 472 回企業会計基準委員会及び第 144 回実務対応専門委員会で議論）
 - 「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案（第 144 回実務対応専門委員会で議論）
 - 「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」の文案（第 472 回企業会計基準委員会及び第 144 回実務対応専門委員会で議論）
 - 「コメントの募集及び論点整理の概要」の文案（第 472 回企業会計基準委員会及び第 144 回実務対応専門委員会で議論）

II. 分析について聞かれた意見

（電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理に関する論点について）

第 144 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

2. 全体として、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の認識の時期に関する事務局の提案を概ね支持する意見が聞かれた。
3. 電子記録移転有価証券表示権利等の売買において、金融商品会計に関する実務指針における「受渡日」に相当するタイミングとして、「電子記録移転有価証券表示権

利等に対する契約上の権利が移転した時点は、個々の売買契約ごとに根拠法に基づき判断することが考えられること」とされている一方、「約定日」に相当するタイミングとして、「売買の合意が成立した時点については、書面、口頭を問わず、売買について法的な強制力のある権利及び義務を生じさせる合意が実質的に当事者間で成立した時点を個々の取引の実態に応じて判断することが考えられる。」とされており、両者の法律上の観点が同じであれば、表現を統一した方が望ましいのではないか。

（「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」の文案について）

全般

第 472 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

4. 利用者の理解に資するよう、文案に記載された会計処理についての基本的な考え方を結論の背景の前段部分に明記すべきではないか。

電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理

第 144 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

5. 電子記録移転有価証券表示権利等の発生及び消滅における「売買の合意が成立した時点」の説明として、「口頭を問わず」とまで記載する必要はないのではないか。

（「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案について）

第 144 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

6. 開示に関する質問において、「みなし有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等に該当しない場合に求められる表示及び注記事項と同様とする」ことを提案しているが、求められる表示や注記事項が具体的に理解できるように、金融商品に関する会計基準など関連する基準等を参照するように記載した方が分かり易いのではないか。

（「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」の文案について）

全般

第 472 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

7. 細かい論点も含めて網羅的に意見募集を図っているような印象だが、主要な論点に

絞って、できるだけ多くの関係者から、広く意見を募る方がよいのではないか。少なくとも、主要な論点とその他の論点に分けて意見募集した方が、より確認したい論点について意見が得られるのではないか。

8. 基準開発の時期の見極めや基準開発のニーズを把握するためには、文案に記載された程度の粒度で幅広く論点を出して意見募集をした方がよいのではないか。
9. 論点整理を行う範囲の記載において、「発行者が将来的な事業収益等を分配する債務を負っているとされるもの」に該当する投資型のトークンがどのように取り扱われるのかが分かり難いので、取扱いについて補足して説明した方が望ましいのではないか。

ICO トークンの発行者における発行時の会計処理

第 472 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

10. 等価交換を前提に会計処理を考えるべきか否かという表現は、利用者にとって何が論点なのかが分かり難いため、もう少し平易な表現とした方がよいのではないか。その上で、直接的に何が確認したいのか、どのような根拠でそう考えるのかについて意見募集した方がよいのではないか。

第 144 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

11. ICO トークンの発行取引の具体的な会計処理として、等価交換の成立の有無を前提に当初認識時に利益を計上するか、しないかだけを問うているが、負債の性質を明確にしたうえで質問をした方が、回答者側も判断の根拠が得られ、回答し易いのではないか。
12. 等価交換の成立の有無を前提に当初認識時に利益を計上するか、しないかという考え方に基づいて ICO トークンの発行取引の具体的な会計処理を検討する必要があり、場合によっては、これらの考え方を使い分けることも考えられるとあるが、これらの考え方を使い分けるとは、具体的にどのような場合を想定しているのかが分かるようにした方がよいのではないか。

資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に関するその他の論点

第 144 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

13. ICO トークンの発行時において自己に割り当てた ICO トークンの考えられる会計処理方法の一つとして、「会計処理の対象として会計上の資産及び負債等を計上する方法」を挙げているが、「負債」の後の「等」が何を示すのか具体的に記載した方が

よいのではないか。

(「コメントの募集及び論点整理の概要」の文案について)

第 144 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

14. 電子記録移転有価証券表示権利等について募集する論点を、「コメントの募集及び論点整理の概要」と、同時に公表される「コメントの募集及び公開草案の概要」のいずれに記載してもらいか分かり易くした方がよいのではないか。

以 上